

事 務 連 絡
令和元年 8 月 8 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管課
各都道府県保育担当課
各指定都市保育担当課
各中核市保育担当課
各都道府県認定こども園担当課
各指定都市認定こども園担当課
各中核市認定こども園担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

幼稚園、保育所、認定こども園等における外国籍の子ども等への対応について

幼児教育・保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 4 月から、新たな外国人材の受入れ制度がスタートし、今後、更なる外国人児童等の増加が見込まれています。

今般、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年 6 月 18 日。以下「関係閣僚会議決定」という。）が外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定され、その中で「保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請する」ととされました。

幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「保育所等」という。）における外国籍の子ども等の受入れや保護者への配慮、就学に際しての教育・保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援については、これまでも、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号。以下「保育指針」という。）、幼稚園教育要領（平成 29 年文部科学省告示

第 62 号) 及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号) 等に基づき各保育所等において様々な取組を行っていただいているところです。今般、関係閣僚会議決定を踏まえ、下記のとおり改めて保育所等における外国籍の子ども等への配慮や保護者への配慮に当たっての留意事項等をお示ししますので、内容を十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内の市区町村及び所轄の私立学校に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、管内市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内市町村保育所・認定こども園等に対して周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 保育所等における外国籍の子ども等への配慮等について

外国籍の子ども等については、日本語能力が十分でない場合など、社会的困難を抱えている場合も多く、保育所等において、外国籍の子ども等が安心して過ごすことができる環境を整備することが重要である。

そのため、以下の点に留意の上、適切な支援を実施されたい。

(1) 保育所について

保育所における外国籍の子ども等や家庭への配慮については、保育指針において、「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」や、「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること」等を求めているが、個別の支援に当たっては、保育所保育指針解説において示している以下の内容について、配慮を行うこと。

(保育所保育指針解説)

① 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

保育所では、外国籍の子ども等をはじめ、様々な文化を背景にもつ子どもが共に生活しており、保育士等は、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すよう努めることが求められる。

そのため、例えば

- ・ 外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらう
- ・ 自国の遊びや料理を紹介してもらう

など、保育において、子どもや保護者が異なる文化に触れる機会をつくることにより、文化の多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう、子ども同士の関わりを見守りながら、適切に援助していくこと。

なお、こうした際、外国籍の子ども等の文化だけでなく、宗教や生活習慣など、どの家庭にもあるそれぞれの文化を尊重すること。

② 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭では、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なること等から、保護者は子育てに困難や不安、負担感を抱きやすい状況にあり、各家庭の状況等に応じた個別の支援が必要となる。

こうした様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込む場合もあるため、

- ・ 保育士等は保護者の不安感に気付くことができるよう、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する
- ・ 保護者に対し、子どもの発達や行動の特徴、保育所での生活の様子を伝えるなどして子どもの状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解した上で、必要に応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携する

こと等、必要に応じて個別の支援を行うこと。

なお、保育所における外国籍の子どもや保護者に対する支援として、本年度より「家庭支援推進保育事業」では、外国籍の子ども等を多く受け入れている保育所において、保育士の追加配置を行った場合の補助を行っているほか、「保育体制強化事業」においても、本年度より、保育所が保護者とのやりとりに係る通訳等を活用する場合も補助の対象としたので、これらの事業の活用も検討いただきたい。

(2) 幼稚園について

幼稚園教育では、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導を基本としており、幼稚園教育要領解説では、一人一人の幼児を理解するにあたっては、その幼児の持つ生活習慣や家庭環境などを踏まえることが必要である旨を示しているほか、「一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、他の幼児に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、幼児が互いを認め合う肯定的な関係をつくっていくことが大切である。」としていることを踏まえつつ、幼稚園教育要領やその解説に示している以下の内容について、配慮を行うこと。

(幼稚園教育要領)

- ・ 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする

(幼稚園教育要領解説)

- ・ 一人一人の実態は、その在留国や母国の言語的・文化的背景、滞在期間、年齢、就園経験の有無、さらには家庭の教育方針などによって様々である
- ・ 一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要である
- ・ まず教師自身が、当該幼児が暮らしていた国の生活などに関心をもち、理解しよ

うとする姿勢を保ち、一人一人の幼児の実情を把握すること、その上で、その幼児が教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもち、次第に自己を発揮できるよう配慮する

- ・ 教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮する
- ・ 様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得る
- ・ 保護者は自身が経験した幼稚園のイメージをもっているため、丁寧に園生活や園の方針を説明したりすることなどが必要である

なお、都道府県や市町村においては、外国人幼児の幼稚園等への就園について、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（平成31年3月15日付け30文科教第582号 総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）において、「幼児教育段階からの幼稚園・認定こども園等への就園についても、その後の義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人の子供の就園機会を確保する観点から、各幼稚園等に受入れ体制のある自治体においては、園児募集の状況や必要な手続等の情報について多言語化を行うなどの対応を行うことが望ましい」とされていることを踏まえ、適切に対応を行うこと。また、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」においては、小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールの実施や、多言語翻訳システム等のICTを活用した取組などの各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する補助を行っていることから、この活用についても検討いただきたい。

（3）認定こども園について

認定こども園における外国籍の園児等や家庭への配慮については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、

- ・ 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと
- ・ 園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること
- ・ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること

等を求めており、個別の支援に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説において示している以下の内容について、配慮を行うこと。

（幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説）

- ① 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

外国籍の園児等一人一人の実態は、母国の言語的・文化的背景、年齢、就園経験の有無、さらには家庭の教育方針などによって様々である。そのため、

- ・ 園児一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全職員で共通理解を深め、園児や保護者と関わる体制を整えること。
- ・ まず保育教諭等自身が、当該園児が暮らしていた国の生活などに関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、園児一人一人の実情を把握すること。
- ・ その園児が保育教諭等によって受け入れられ、見守られているという安心感を持ち、次第に自己を発揮できるよう配慮すること。
- ・ 保育教諭等は、スキンシップをとりながら園児の安心感につなげる関わり方をしたり、挨拶や簡単な言葉掛けの中に母語を使ってみたりしながら信頼関係を築き、園児が思ったことを言ったり気持ちを表出したりできるように努めること。

また、保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮すること。

さらに、園児が日本の生活や園生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ること。

② 園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

認定こども園では、外国籍の園児等をはじめ、様々な文化を背景にもつ園児が共に生活しており、保育教諭等は、園児や家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すよう努めることが求められる。

そのため、例えば

- ・ 外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらう
- ・ 自国の遊びや料理を紹介してもらう

など、教育及び保育において、園児や保護者が異なる文化に触れる機会をつくることにより、文化の多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう、園児同士の関わりを見守りながら、適切に援助していくこと。

なお、こうした際、外国籍の園児等の文化だけでなく、宗教や生活習慣など、どの家庭にもあるそれぞれの文化を尊重すること。

③ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭では、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なること等から、保護者は子育てに困難や不安、負担感を抱きやすい状況にあり、各家庭の状況等に応じた個別の支援が必要となる。

こうした様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込む場合もあるため、

- ・ 保育教諭等は保護者の不安感に気付くことができるよう、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する
- ・ 保護者に対し、園児の発達や行動の特徴、園での生活の様子を伝えるなどして園児の状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解した上で、必要

に応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携すること等、必要に応じて個別の支援を行うこと。

なお、都道府県や市町村においては、(2)に記載されている通り、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」(平成31年3月15日付け30文科教第582号総合教育政策局長・初等中等教育局長通知)を踏まえ、外国人幼児の認定こども園への就園についても、適切に対応を行うこと。

2. 外国籍の子ども等の保育所等から小学校への切れ目のない支援について

外国籍の子ども等が小学校に入学した際に、戸惑うことなく、早期に小学校生活に適應できるようになるための環境を整備することが重要である。

そのため、保育所等の教育・保育が小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)に適切に引き継がれ、保育所等の教育・保育で育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるよう、小学校との連携を図ることが重要である。

そのため、以下の点に留意の上、適切な支援を実施されたい。

保育所等と小学校との連携を確保するという観点から、保育所等から小学校に子ども等の育ちを支えるための資料として、従前より小学校に対して、保育所では保育所児童保育要録、幼稚園では幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園では幼保連携型認定こども園園児指導要録を送付するよう求めている。

また、各要録の作成に当たっての留意事項については、保育所は「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日付け子保発0330第2号)、幼稚園は「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善」、認定こども園は「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について」(平成30年3月30日付け府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号)においてお示ししているところではあるが、特に、外国籍の子ども等については、その子どもが育ってきた過程について、その子どもの抱える生活上の課題や困難等に応じて行われてきた保育における工夫及び配慮を考慮した上で記載すること。